

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：北九州市教育委員会

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	92.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	86.4%
全職員	89.6%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
校長	96.9%
教頭・副校長	96.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	91.5%
31～35年	89.8%
26～30年	91.5%
21～25年	89.3%
16～20年	89.5%
11～15年	89.6%
6～10年	92.0%
1～5年	96.7%

【説明欄】

1 前提条件

職員の給与は条例等に定める給料及び諸手当（パートタイム会計年度任用職員にあっては報酬）から構成されている。条例等は地方公務員法における平等取扱いの原則を旨として規定されており、制度上、給与の取扱いに男女差は存在しない。

しかし、男女において、それぞれの職員の給料決定の基礎となる学歴・経験年数、役職段階別・任用形態別の人員構成、諸手当の受給状況等に異なる状況がある場合には、給与の差異が生じ得る。

2 男女差異の主な要因について

(1) 任期の定めのない常勤職員

- ・女性職員のうち、給料の高い管理職（教頭以上）の割合が低いこと。（男女別の管理職割合 男性16.0%、女性3.8% R5年4月1日現在）
- ・女性職員のうち、扶養手当を受給している者の割合が低いこと。（男女別の扶養手当受給率 男性52.1%、女性17.3% なお、扶養手当は平均例月給与額の2%弱を占める。）

(2) 任期の定めのない常勤職員以外の職員

- ・これらの職員の任用形態は「暫定再任用職員」、「一般任期付職員及び臨時的任用職員」、「パートタイム会計年度任用職員」からなる。
- ・このうち、制度上の平均給与が低い「パート会計年度任用職員」として任用される女性が女性全体の49.6%を占めること（男性全体における会計年度任用職員比率 35.3% 令和5年度通期）。
- ・役職段階が存在する「暫定再任用職員」における、給料の高い役職者（校長等）として任用される女性の割合が低いこと。（男女別の役職者割合 男性28.3% 女性4.9% R5年4月1日現在）

(3) 全職員

- (1) 及び (2) で各々示した要因による給与差異が現れていること。